

前橋市建築基準法関係手数料条例新旧対照表

改正案		現行															
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)<u>及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)</u>の規定により建築物に関する確認を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可等申請手数料の額)</p> <p>第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)<u>の規定により建築物に関する確認を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(許可等申請手数料の額)</p> <p>第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(36) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(37) 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者</td> <td>2万7,000円</td> </tr> <tr> <td>(38) 令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者</td> <td>2万7,000円</td> </tr> <tr> <td>(39) 令第137条の16第2号の規定による移転の認定を申請する者</td> <td>2万7,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	(1)～(36) 省略		(37) 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2万7,000円	(38) 令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2万7,000円	(39) 令第137条の16第2号の規定による移転の認定を申請する者	2万7,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(36) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	(1)～(36) 省略	
区分	金額																
(1)～(36) 省略																	
(37) 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2万7,000円																
(38) 令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2万7,000円																
(39) 令第137条の16第2号の規定による移転の認定を申請する者	2万7,000円																
区分	金額																
(1)～(36) 省略																	